小金井市議会議員/情報公開こがねい

渡辺大三

週刊 NEWS

【会派 NEWS】 お気軽にご連絡ください TEL 090-3345-6929 2019(令和元)年 6 月 17 日号 週刊 Vol.20 〒184-0012 小金井市中町3-26-15-301 FAX 042-381-5074 watanabedaizou@gmail.com



「庁舎+福祉会館」の建物配置の選択に向け

市長は判断材料を示すべき

「庁舎+福祉会館」の建設に向けて、西岡市長側は、昨年11月21日の市議会の特別委員会において「平成31年(=令和元年)の7月、8月ぐらいには複数案の絞り込みを行い、秋口、冬にかけて1案に絞り込んだ上で公開設計レビューに入るという考え方が、従前、9月ごろお示しさせていただいたスケジュール案ということになります。こちらについての前倒しや、やれること、流れというものは、設計者の進み具合や設計者から提案される市民参加手法、こういったものにも影響されるものと思います」と説明していました。

しかし、西岡市長は、「冬にかけて1案に絞り込む」 というスケジュールを大幅に変更し、<u>現在開会中の6</u> 月定例議会において、市議会が1つの配置案に絞り 込みをかけるよう要求してきました。

スケジュールを前倒しで実施することが一概に悪いとは言えませんが、今般の西岡市長の提案には 3 つの問題点があると私は考えます。

第一に、基本設計業者の都合でスケジュールが 前倒しになっており、多くの市民に的確に情報を伝え、 市民の意向を的確に反映できるスケジュールになっ ていないという問題があります。つまり「拙速」であると いうことです。各配置案のメリット、デメリットに関する 情報を市民に知らせず、物事を進めるのは間違いで す。市民を置き去りにすべきではありません。

第二に、西岡市長自身の「政策意思」がよく分からないということです。現在、基本設計業者(佐藤総合計画)が提示している配置案は、広場の面積が非常に狭く、地上の相当部分が平面駐車場で覆い尽くされる内容です。市長は、そのような配置案でいいのでしょうか?。市長自身の考え方を明らかにすべきです。

第三に、市長自身が判断できないので、議会に判断を求めるのだとしても、それならばきちんとした「判断材料」を示すべきです。市長が6月18日開催の市議会全員協議会に向けて提出した資料では、「C-

2 案」、「C-3 案」、「基本設計者案」の 3 つの案が比較されていますが、非常に杜撰(ずさん)な内容で、適正な比較ができるものになっていません。いくつか具体的に問題点を指摘してみたいと思います。

問題点① 3 つの案における広場の面積と緑地の面積は以下のように分析されているが、多くの市民にこの数字はきちんと説明されていない。

			• • •
		広場	緑地
	C-2 案	2400 m²	2190 m²
	C-3 案	1000 m²	1900 m²
ı	基本設計者案	1270 m²	1456 m²

問題点②「C-3 案」では地下に 44 台分の駐車場、地上に82 台分の平面駐車場を確保する内容になっているが、「C-2 案」では、地下は利用せず、地上に 126 台分の立体駐車場を確保する内容になっている。「C-2 案」においても地下駐車場の設置は可能であり、平等な条件で比較できるようにすべきである。その場合、非常に広場の面積を広くとることができることが特徴の「C-2 案」は、さらに広場の拡大が可能である。

問題点③「基本設計者案」は、地上の相当部分を平面駐車場で覆い尽くし、広場が非常に狭い内容になっているが、仮に駐車場はすべて地下に設置し、地上の広場空間を拡大した場合、どのような配置・経費になるのかが一切示されていない。同じことは「C-2 案」「C-3 案」についても言え、駐車場はすべて地下とし、地上に広場空間を確保した場合の配置案がまったく示されていない。

問題点④ 基本設計者選考過程において、佐藤総合計画と同点だった企業体の提案では、駐車場は原則として地下に配置する案であり、地上に広大な広場空間を設置する案であった。「同点」の

重みを考えれば、「駐車場は地下に、地上には大きな広場を」という配置案も有力な選択肢として示されるべきである。

上記のように、市民や議会に的確な判断材料を示さないまま「判断」だけを求める手法は、将来に向けて大きな禍根を残すものです。

私は、現在の市民はもとより、将来の小金井市民のことを考えても、庁舎建設予定地(蛇の目ミシン工場跡地)には、なるべく大きな広場を確保すべきだと考えています。駐車場で覆い尽くすのは不適切です。 実現に向けて全力を尽くすことをお約束申し上げます。

住民監査請求書を提出

規則違反の移動支援給付金支給問題

6月13日、私は、市民1名との連名で「障がい者の移動支援事業について、規則違反の時間外加算給付が行われていた事件に関する職員措置請求書(住民監査請求)」を小金井市監査委員に提出しました。

この事件の詳細は、「週刊 渡辺大三 NEWS 6 月 3 日号」でお伝えした通りですが、簡単に事件の概略を記すと以下のようになります。

- ① 平成 18 年 10 月 1 日、市が移動支援への給付金支給を定める規則を制定。その際、夜間の加算について、規則別表では「20 時以降」とし、様式では「18 時以降」とし、矛盾する内容で誤って制定。実際の支給は規則別表に違反して「18 時以降」で支給。⇒制定ミス
- ② 平成 27 年 4 月 1 日、市職員が移動支援への 給付金支給を定める規則の別表と様式に矛盾 があることを発見。様式を「20 時以降」と改正 する。実際の支給は、引き続き、規則別表に 違反して「18 時以降」で支給。⇒改正ミス
- ③ 平成 30 年 10 月 15 日、移動支援事業者からの指摘で、規則の別表と実際の支給に矛盾があることが発覚。
- ④ 令和元年 6 月定例議会、西岡市長は、移動 支援の利用者(障がい者)を不当利得者と位 置づけ、その債務を免除(市から見ると債権放 棄)する議案を市議会に提出。

私どもが問題視しているのは、西岡市長の処理方法では、規則違反の支給をしていた歴代市長や職員 の責任がまったく問われていないということです。その 一方で、何らの責任もない障がい者を「不当利得者」 と位置付けているのは理解に苦しみます。

平成 29 年 5 月に発覚した「小金井市社会福祉委員への報酬支給が条例規定の額より月額 1000 円

少なかった事件(報酬過少支給事件)」では、私他 1 名の提起した住民監査請求に対して、小金井市監査委員は、「西岡市長と稲葉前市長が責任を負うべきだ」として、両名に計 56 万 5003 円の弁済を求める監査結果を出しました(両名とも市に弁済したもようです)。

その監査結果から考えると、今回のケースでも、規 則違反の支給をしていた西岡市長や稲葉前市長ら に弁済の責任があるのではないかと私どもは考えま す。市長らが弁済すれば、この事案は解決です。

自らの責任を何ら明らかにせず、何らの責任もない 障がい者の方々を「不当利得」呼ばわりする行政姿 勢は許せません。今回の住民監査請求で、まずは規 則違反の支給をした市長らの責任を明らかにしてい きたいと考えています。

住民監査請求に対する監査結果は8月12日まで に公表される予定です。

脱ムダで市政を変える! 渡辺大三 プロフィール

1966年5月2日、岩手県水沢市(現:奥州市) 生まれ。秋田県横手市、宮城県仙台市、山形県 山形市を経て、9歳から小金井市在住。小金井市 立本町小学校、小金井市立小金井第一中学校、 東京都立小金井北高等学校、中央大学法学部 卒業。株式会社河北新報社(仙台市)で新聞記 者。衆議院議員秘書を経て、1993年、小金井市 議選に男性最年少26歳で初当選。以降7期連 続当選(直近4期は無所属で立候補)。「脱ムダ改 革」を掲げ、高額人件費問題など小金井市政のム ダ遣いや不正、癒着、天下りを厳しくチェック。

現在=小金井の地域政党「情報公開こがねい」共同代表。東京の地域政党「自由を守る会(代表=上田令子都議会議員)」幹事長。小金井市商工会参与。貫井北町商工振興会事務局長。中町親愛会相談役。中央大学学員会小金井支部副支部長。小金井北高等学校同窓会幹事長。

日々の市議会報告、活動報告、雑感

Twitter、facebook に掲載しております。「渡辺大 三 HP」からアクセスできます。ぜひお読みください。

http://www.daizou.org/

NEWS 発行カンパのお願い

みずほ銀行 小金井支店 普通 1414875 口座名 情報公開こがねい

(お振込み後、お名前とご住所をお知らせください。 領収証をお送り します/外国籍の方はカンパができませんのでご注意ください)